

市議第5号

各務原市議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び各務原市議会会議規則（昭和46年議会規則第1号）第14条の規定により提出します。

令和元年11月27日提出

提出者	各務原市議会議員	指宿真弓
賛成者	〃	小島博彦
賛成者	〃	塚原甫
賛成者	〃	津田忠孝
賛成者	〃	五十川玲子
賛成者	〃	吉岡健
賛成者	〃	仙石浅善
賛成者	〃	波多野こうめ
賛成者	〃	池戸一成
賛成者	〃	岡部秀夫
賛成者	〃	川瀬勝秀

提案理由

各務原市議会議員選挙において、選挙公報を発行するため、この条例を定めようとする。

各務原市議会議長 足立 孝夫 様

各務原市議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第172条の2の規定に基づき、各務原市議会議員の選挙（選挙の一部無効による再選挙を除く。以下同じ。）における選挙公報の発行に関し必要な事項を定めるものとする。

(発行)

第2条 各務原市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、各務原市議会議員の選挙において、候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を選挙ごとに1回発行するものとする。

(掲載文の申請)

第3条 候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、その掲載文（候補者の写真の掲載を受けようとするときは、その写真を含む。次項及び次条第1項において同じ。）を添付し、委員会の定める期間に、委員会に文書で申請しなければならない。

2 候補者は、その責任を自覚し、掲載文には、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報としての品位を損なうような内容を記載し、又は記録してはならない。

(発行手続)

第4条 委員会は、前条第1項の規定による申請があったときは、掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。

2 一の用紙に2人以上の候補者の氏名、経歴、政見等を掲載する場合においては、その掲載の順序は、委員会がくじで定める。

3 前条第1項の規定による申請をした候補者又はその代理人は、前項のくじに立ち会うことができる。

(配布)

第5条 委員会は、選挙公報を当該選挙に用いるべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日の前日までに配布するものとする。

2 委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、選挙公報につき、同項の規定により配布すべき日までに新聞折込みその他これに準ずる方法による配布を行うことによって、同項の規定によ

る配布に代えることができる。この場合においては、委員会は、当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならない。

(発行の中止)

第6条 委員会は、公職選挙法第100条第4項の規定に該当し投票を行うことを必要としなくなったとき、又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報の発行の中止する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、選挙公報の発行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後その期日を告示される各務原市議会議員の選挙について適用する。